

53 各府県で発令された看護婦規則にみる 看護婦資格の条件

大正四年以前の二十九府県の看護婦規則から

平尾 真智子

わが国における看護婦に関する全国統一の最初の規則は大正四年に制定された内務省令第九号看護婦規則である。この規則には看護婦資格取得の方法として看護婦試験合格と看護婦学校卒業の二つの方法が定められた。また付則には履歴審査で准看護婦免許を与えることも明記された。なぜこの二つの方法と准看護婦は制度化されたのだろうか。その理由を明らかにするために全国統一に至る前に各府県で発令されていた看護婦規則に注目し、各府県の看護婦資格取得の要件の分析を試みた。

研究資料としての大正四年以前に発令されていた各府県看護婦規則は、小池金之助著『看護婦』（大正四年発行）

に収録されている十九の府県看護婦規則を中心に県史、県看護史、医学雑誌、県立図書館への問い合わせなどで得られたものを追加した二十九府県の看護婦規則を対象にした。なお北海道以下十八の府県では看護婦に関する規則は発令されていなかった。

二十九の府県看護婦規則を分析した結果、全部の府県が看護婦資格取得の要件として看護婦試験合格かまたは看護婦養成所卒業の二つをあげていることがわかった。それに他府県の看護婦試験合格を加えているのが二十二府県であった。

このうち府県で行う看護婦試験の受験要件をあげているのが二十八府県で、その内訳は一年以上の看護の学術の修業を義務づけているのが五県、医師二名以上の修業証明書提出が四県、医師または看護婦の修業証明書が一県、養成所卒業証明書提出が一県、修業履歴書が十七府県であった。学歴を規定している県が一つあった。看護婦試験に関する規定を別に設けている府県が八つあった。試験は全部が学説と実地の二種類を設けており、そのうち学説の科目は四科目が多かった。試験に体格検査

を取り入れているところもあつた。試験は年二回が多い。

養成所卒業者には卒業証明書を提出すれば無試験で免許を与えていた。これらの養成所として規則の条文にあげられているのは、帝国大学医科大学、日本赤十字社、官立府県立の看護婦養成所、府県立病院、公私立病院、府県指定の学校・養成所、県庁認可を受けた看護婦養成所、知事の指定した私立看護婦学校・養成所、県立看護婦養成所、大日本私立衛生会支部の看護婦養成所、二年以上の課程の官立公立赤十字社、一年以上の養成所卒業者などとなっている。

また数は少ないが県が指定した養成所以外の病院や養成所であっても一年以上看護婦の学科を修め実務に従事した者(看護婦見習を含む)は履歴審査で免許を与えると条文に規定しているものが六県あつた。これは付則で看護婦規則施行の移行措置として現業者には届出により履歴審査で資格を与えるとしているものとは全く別の正規の条文として明記されている。

看護婦会・組合の認可に関して規定しているのが二十三府県で、伝染病看護に従事する看護婦について規定し

ている県が八県であつた。規則を病院で働く看護婦には適用しないとしているのが六県である。最初に発令された東京府看護婦規則の発令理由が看護婦会の取締りであつたことから、その後発令された府県の看護婦規則も主に自由営業を行う看護婦会を対象としたものであることがわかる。見習や補助看護婦について定めている県が四県あつた。府県によつては甲種看護婦、乙種看護婦と区別しているところや発行する免許に甲・乙の別を設けている県もあつた。

以上のことから大正四年に発令された内務省令看護婦規則は各府県で行われていた看護婦資格取得の方法を整理し、それを取り入れた形で発令されていることがわかつた。基盤の堅固な病院や学校・養成所で比較的長期に修業・卒業した看護婦と、それ以外の伝染病対策や小規模の医院、看護婦会などで比較的短期の修業を受けた看護婦が存在していたことが内務省令看護婦規則の二つの看護婦資格取得方法と二種類の免許に反映されて制度化されたと考えられる。